

伊達市の給与・定員管理等について

1 総括

(1)人件費の状況(普通会計決算)

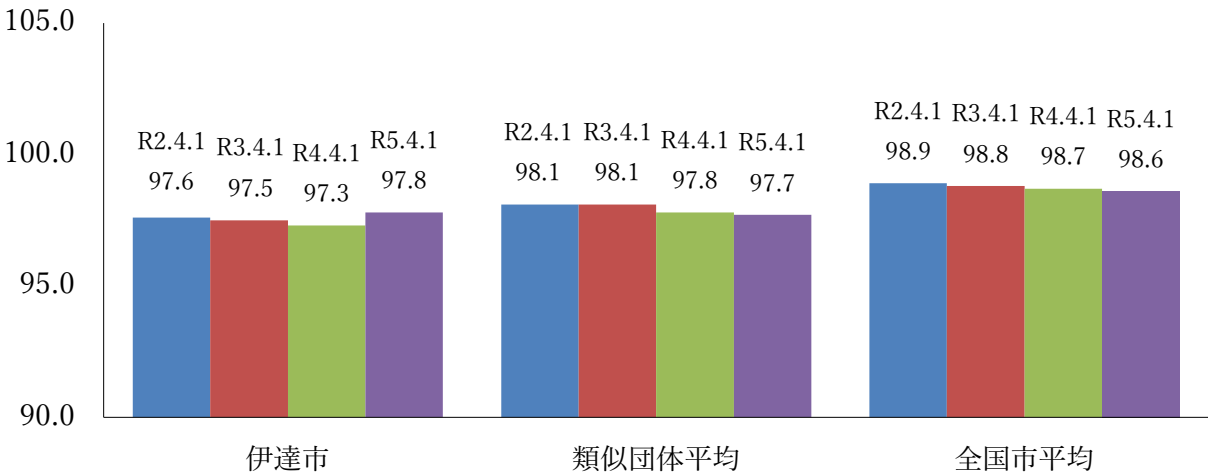
区 分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	(参考) 令和3年度の人件費率
令和4年度	人 56,334	千円 36,913,529	千円 2,495,190	千円 4,654,070	% 12.6%	% 13.3

(2)職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和4年度	人 473	千円 1,554,264	千円 320,593	千円 606,354	千円 2,481,211	千円 5,246	千円 5,926

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)摘要職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4)給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
令和5年度	円 370,333	円 367,099	円 3,234 (0.88%)	% 0.88	% 0.88	% 1.1

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
令和5年度	月 4.46	月 4.35	月 0.11	月 0.10	月 4.45	月 4.50

(注) 「民間の支給割合」は民間事業書で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5)給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

〔 実 施 〕

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、県の見直し内容を踏まえ、平均0.8%引き下げ。
若年層については、引き上げを行い、高齢層を中心に最大3.0%の引き下げを実施。
激変緩和のため、5年間(令和2年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②その他の見直し

単身赴任手当、管理職特別勤務手当について、福島県に準拠し見直しを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊達市	40.3 歳	300,400 円	360,797 円	323,340 円
福島県	43.0 歳	326,400 円	409,213 円	357,253 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
類似団体	42.6 歳	316,217 円	378,588 円	342,607 円

②技能労務職

区 分	公務員					民 間			備 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
伊達市	55.7 歳	6 人	349,000 円	374,566 円	356,033 円	—	—	—	—
うち用務員	56.9 歳	1 人	349,500 円	353,900 円	349,500 円	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	49.1 歳	241,700	1.46
うち自動車運転手	55.5 歳	4 人	347,700 円	382,450 円	358,250 円	乗用自動車運転者 (タクシー運転者を除く)	57.2 歳	207,300	1.84
うちその他	55.3 歳	1 人	353,800 円	356,350 円	353,800 円	—	—	—	—
福島県	54.8 歳	144 人	314,500 円	352,351 円	324,128 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	329,178 円	—	—	—	—	—
類似団体	53.1 歳	22 人	311,160 円	335,597 円	323,089 円	—	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しております。(平成31年～令和3年の3ヶ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
伊達市	6,096,892 円	—	—
うち用務員	5,875,800 円	3,253,900 円	1.81
うち自動車運転手	6,171,400 円	2,752,600 円	2.24
うちその他	5,884,800 円	—	

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(2)職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		伊達市	福島県	国
一般行政職	大 学 卒	196,100 円	196,100 円	185,200 円
	高 校 卒	162,400 円	162,400 円	154,600 円
技能労務職	高 校 卒	155,400 円	160,400 円	- 円
	中 学 卒	139,400 円	151,800 円	- 円

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(令和5年4月1日現在)

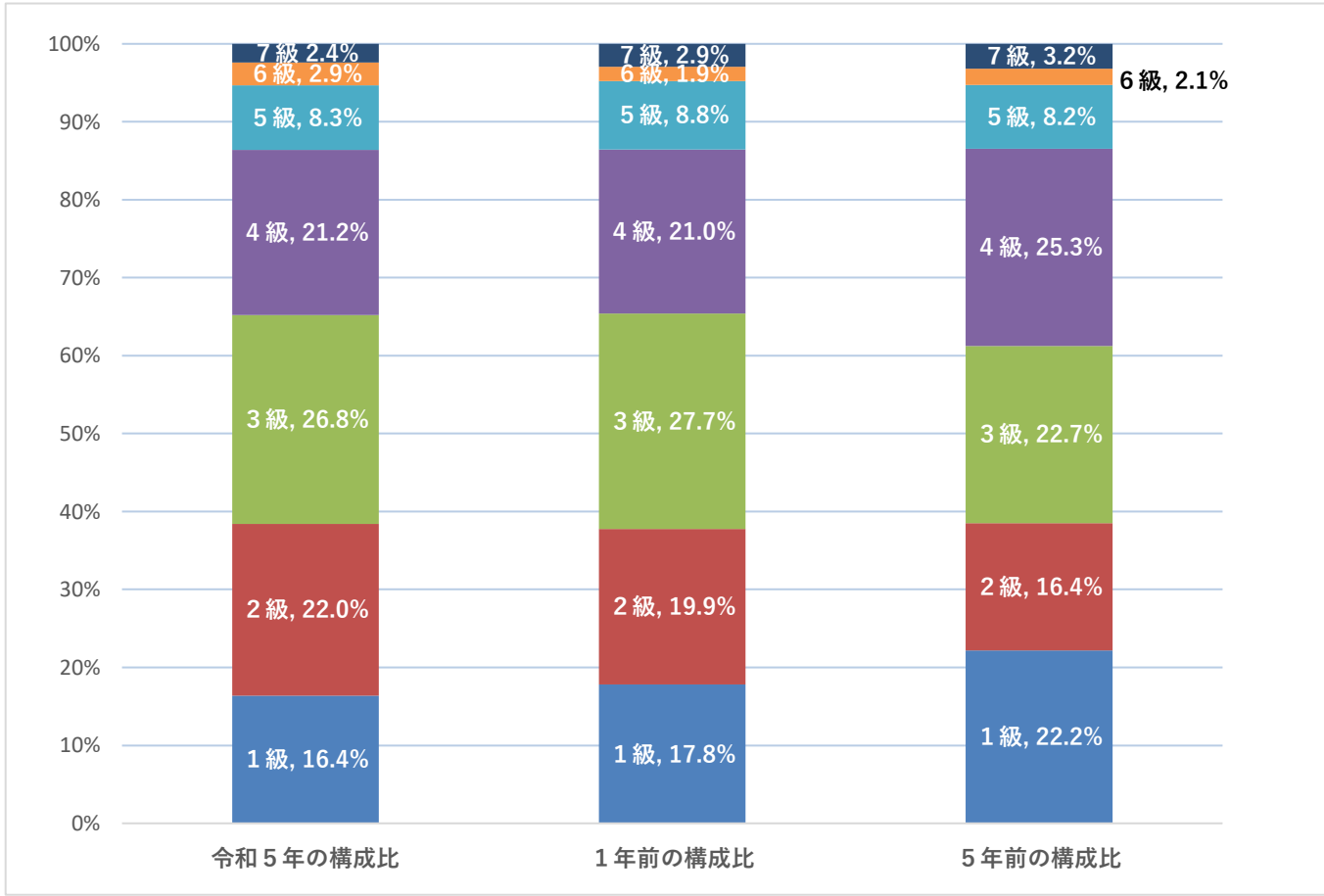
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	250,442 円	356,729 円	364,200 円	364,560 円
	高 校 卒	216,800 円	— 円	— 円	374,275 円
技能労務職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	354,200 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

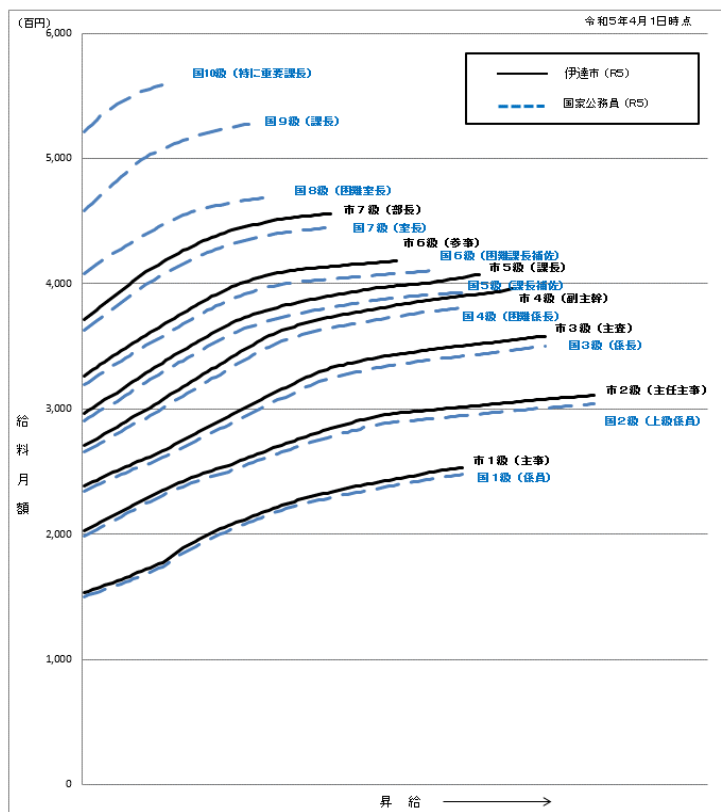
(1)一般行政職の級別職員数の状況(令和5年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1 級	1 主事の職務 2 職務の内容及び責任の程度が主事と同等と認められる職務	61人	16.4%	153,300円	253,300円
2 級	1 主任主事の職務 2 職務の内容及び責任の程度が主任主事と同等と認められる職務	82人	22.0%	202,700円	311,100円
3 級	1 係長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が係長と同等と認められる職務	100人	26.8%	238,300円	358,200円
4 級	1 課長補佐の職務 2 職務の内容及び責任の程度が課長補佐と同等と認められる職務	79人	21.2%	270,900円	395,900円
5 級	1 課長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が課長と同等と認められる職務	31人	8.3%	296,300円	407,500円
6 級	1 部次長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が部次長と同等と認められる職務	11人	2.9%	326,400円	418,100円
7 級	1 部長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が部長と同等と認められる職務	9人	2.4%	371,500円	455,900円

(注) 1 伊達市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2)国との給料表カーブ比較表(行政職)(令和5年4月1日現在)



(3)昇給への人事評価の活用状況(一般行政職)(伊達市)

令和5年度中における運用		管理職		一般職	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)					
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

伊 達 市	福 島 県	国
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,386 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,622 千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35)月分 勤勉手当 1.95 月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35)月分 勤勉手当 1.95 月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(伊達市)

令和5年度中における運用		管理職		一般職	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)					
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

(2)退職手当(令和5年4月1日現在)

伊 達 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・その他の加算措置 定年前早期退職特例措置として2%～20%の加算があります。			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
・一人当たり平均支給額 0 千円 21,667 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3)地域手当(令和5年4月1日現在)

なし

(4) 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度普通会計決算)		715 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度普通会計決算)		20,417 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		6.9 %	
手当の種類(手当数)		9 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税等徴収手当	右記業務に従事した職員	徴収業務に従事したとき、又は保育料等税外収入の徴収業務に従事したとき	日額1回 300円
防疫作業手当	右記業務に従事した職員	感染症の防疫作業に従事したとき	1回 300円
		(コロナ特例)感染症の防疫作業に従事したとき	1回 3,000円
災害現場作業手当	右記業務に従事した職員	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、屋外において応急作業又は復旧作業に従事したとき	日額1回 300円
社会福祉職員手当	生活保護担当職員	社会福祉に関する業務に専ら従事する者	日額1回 300円
死体取扱作業手当	右記業務に従事した職員	人の死体の収容、搬送等の作業に従事したとき	1件 5,000円
保健指導業務手当	保健師、栄養士	保健指導に関する業務に従事したとき	日額1回 300円
用地交渉手当	右記業務に従事した職員	現地において公共の用に供する土地の取得等の交渉の業務に従事したとき	日額1回 300円
下水道排水設備検査手当	右記業務に従事した職員	現地において排水設備検査の作業に従事したとき	日額1回 300円
水道料金等徴収手当	右記業務に従事した職員	水道料金等徴収業務に従事したとき	日額1回 300円

(5) 時間外勤務手当

支 給 実 績 (令 和 4 年 度 決 算)	172,611 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	446 千円

(6) その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容		支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	配偶者	6,500円	同			49,835 千円	247,931 円
	子	10,000円					
	父母等	6,500円					
	特定期間の加算	5,000円					
住居手当	1 職員の居住する借家・借間 自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員		異	月額12,000円を超える家賃を支払う職員		32,801 千円	295,502 円
	20,500円以下→家賃－9,500円		異	家賃23,000円以下→家賃－12,000円			
	20,500円<家賃<54,500円→(家賃額－20,500円)÷2+11,000円		異	23,000円<家賃<55,000円→(家賃額－23,000円)÷2+11,000円			
	家賃54,500円以上→28,000円		異	55,000円以上→28,000円			
	2 配偶者等の居住する借家・借間 (1)単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に配偶者が居住し、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員		異	左と同じ条件で、月額が12,000円			
	(2) 単身赴任手当を支給される配偶者のない職員で、単身赴任手当の支給要件に係る子が現に居住している住宅を借り受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員		異	左と同じ条件で、月額が12,000円			
通勤手当	1.交通機関等の利用者 通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること		同			31,840 千円	80,200 円
	55,000円以下については運賃等相当額 55,000円を超える場合は、その差額の1/2を加算						
	2.自動車等の使用者 通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること		同				
	距離に応じて2,900円～41,800円		異	距離区分、支給額が異なる 2,500円～43,300円			
単身赴任手当	支給要件 官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員 定額 30,000円 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて加算 8,000円～70,000円		同			0 千円	0 円
宿日直手当	一般の宿日直 5,400円～8,000円 (勤務時間が5時間未満の場合 2,700円～4,000円)		異	一般の宿日直 4,400 円		0 千円	0 円
				特別の日直	農場等における当直 5,300 円		
					研修施設等における当直 6,100 円		
					医師の当直 21,000 円		
					常直 22,000 円		
				勤務時間が5時間未満の場合 50/100			
寒冷地手当	支給なし						
管理職手当	部長	72,000 円				45,982 千円	605,016 円
	次長・担当参事	62,300 円					
	参事	58,200 円					
	課長・総合支所長・各行政委員会事務局長	47,800 円					
	課長補佐	39,100 円					

5 特別職の報酬等の状況(令和5年4月1日現在)

区 分				給料月額等			
給料報酬	市副市長副議長	市長副議長		981,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額		
					1,000,000 円／	560,000 円	
				777,000 円	802,000 円／	585,000 円	
				463,000 円	535,000 円／	347,900 円	
				406,000 円	475,000 円／	285,100 円	
				385,000 円	432,000 円／	268,200 円	
期末手当	市副市長副議長	市長副議長		(令和4年度支給割合)			
				3.25	月分		
	議副議長	長長員		(令和4年度支給割合)			
				3.25	月分		
退職手当	市副市長	市長		(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)
				給料月額×在職月数×支給率(48/100)		22,602,000	退職時
				給料月額×在職月数×支給率(29/100)		10,815,000	退職時
	備考						

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

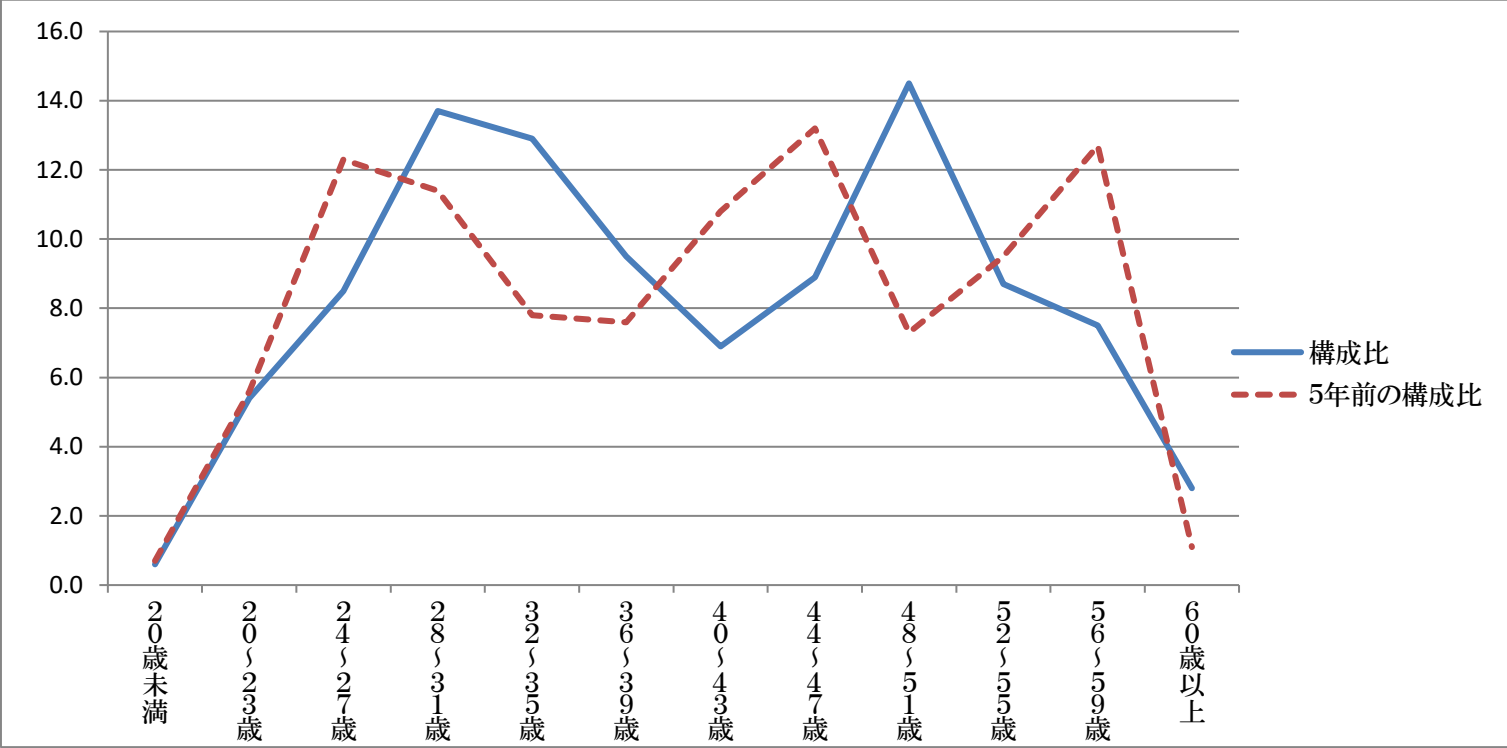
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

（令和5年4月1日現在）

区 分			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和4年	令和5年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	6	6	0	業務見直しによる増
		総務	183	184	1	
		税務	23	23	0	
		農林水産	27	28	1	再任用短時間職員から正職員への配置換えによる増
		商工	9	9	0	
		土木	40	39	-1	
		民生	89	87	-2	業務見直しによる減
		衛生	48	45	-3	職員配置の調整による減
		計	425	421	-4	業務見直しによる減
						<参考> 人口1万人当たり職員 74.73 人 （類似団体の人口1万人当たり職員数 67.58 人）
教育部門		48	51	3	業務見直しによる増	
消防部門				0		
小 計		473	472	-1	<参考> 人口1万人当たり職員 83.79 人 （類似団体の人口1万人当たり職員数 87.73 人）	
公門 営企業等	会計部	水道	10	8	-2	課の統合による減
		下水道	7	5	-2	課の統合による減
		その他	19	19	0	
		小 計	36	32	-4	
		合 計		509	504	-5
		[559]	[559]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和5年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	27人	43人	69人	65人	48人	35人	45人	73人	44人	38人	14人	504人

(3)職員数の推移

		(単位:人・%)					
年度 部門別	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	433	432	427	423	425	421	-12 (-2.9%)
教 育	61	54	55	52	48	51	-10 (-19.6%)
消 防							()
普通会計 計	494	486	482	475	473	472	-22 (-4.7%)
公営企業等会計 計	43	43	40	38	36	32	-11 (-34.4%)
総合計	537	529	522	513	509	504	-33 (-6.5%)

(注)各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

7 公営企業職員の状況

(1)水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に占める職員給与費
令和4年度	千円 2,363,741	千円 118,550	千円 65,254	% 2.76%	% 1.74

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和4年度	人 11	千円 42,342	千円 6,515	千円 16,397	千円 65,254	千円 5,932	千円 6,018

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与は含まれていない。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和5年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
伊 達 市	46.7 歳	363,275 円	559,290 円
全 国 平 均	45.7 歳	335,310 円	500,619 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 達 市	普通会計
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,580 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,386 千円
(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 1.95 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 1.95 月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和5年4月1日現在)

伊 達 市			伊達市一般行政職平均		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 ・その他の加算措置 定年前早期退職特例措置として 2%～20%の加算があります。			その他の加算措置 ・その他の加算措置 定年前早期退職特例措置として 2%～20%の加算があります。		
			・一人当たり平均支給額 0 千円 21,667 千円		

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

エ 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		0.0 %	
手当の種類(手当数)		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水道料金等徴収手当	右記業務に従事した職員	水道料金等徴収業務に従事したとき	日額1回 300円

オ 時間外勤務手当

支 給 実 績 (令 和 4 年 度 決 算)	3,767 千円
職 員 1 人 当 た り 平 均 支 給 年 額 (令 和 4 年 度 決 算)	342 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(2)その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	(一般行政職に同じ)			1,692 千円	241,714 円
住居手当	(一般行政職に同じ)			139 千円	138,500 円
通勤手当	(一般行政職に同じ)			343 千円	42,875 円
単身赴任手当	(一般行政職に同じ)			— 千円	— 円
宿日直手当	(一般行政職に同じ)			— 千円	— 円
寒冷地手当	(一般行政職に同じ)			— 千円	— 円
管理職手当	(一般行政職に同じ)			574 千円	573,600 円